

奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第三十二号

奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年三月奈良県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「別表第一の三」の下に、「臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十条」を加え、「同令第九条の八第一項」を「医療法施行規則第九条の八第一項」に、「第十五条の二の規定による人体から排出され」を「第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」に、「第十五条の二の規定による検体検査」を「第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第十五条の二の規定による医療機器」を「第十五条の三第二項の規定による医療機器」に改め、「手術」とあるのは「」の下に「基準省令第三十三条第三項第二号の規定による」を加え、「第十五条の二の規定による第九条の七」を「第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二」に改め、「医療機器」とあるのは「

」の下に「基準省令第三十三条第三項第三号の規定による」を加え、「第十五条の二の規定による医療」を「第十五条の三第二項の規定による医療」に、「医療」を「基準省令第三十三条第三項第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。